令和8年11月9日
相模原市発表資料

教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

１　「教職員の交通事故」に係る処分

項　　目	内　　容
処分を受けた教職員	市立小学校　会計年度任用短時間勤務職員（４０歳）
事　案　の　概　要	当該職員は、令和７年１２月１８日（木）午後５時２５分頃、相模原市中央区宮下本町３丁目１番１０号先の信号のない交差点において、横断歩行者の有無及びその安全を十分に確認しないまま時速約１０キロメートルで普通自動車を右折進行したことにより、横断歩行中の被害者に気付かず、路上に転倒させ、全治約３か月を要する傷害を負わせた。 このことにより、令和８年５月２１日付けで３０日間の運転免許停止処分、同年６月１８日付けで罰金７０万円の略式命令を受けた。
処　分　の　内　容	減給１か月（給料月額の１０分の１）
処　分　年　月　日	令和８年１１月９日

問合せ先
教職員課
電話　042-707-7438